



2023年8月23日

各位

会社名 サイジニア株式会社
代表者名 代表取締役会長兼COO 吉井 伸一郎
(コード番号：6031)
問合せ先 取締役社長兼CEO 山崎 徳之
(TEL.050-5840-3147)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2023年9月28日開催予定の当社第18期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の削除

今後の事業内容の実態に対応するため、事業目的を削除するものであります。

(2) 本店所在地の変更

当社は、2023年7月より、働く環境の充実を図るとともにグループ本社としての機能を高めることを目的に、本社機能を東京都港区から東京都世田谷区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

(3) 決議の方法の変更

より実態に則した決議方法とするために、文言を追加するものであります。

(4) 取締役の任期の短縮

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

(5) 補欠取締役の選任期間の短縮

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、補欠取締役の選任期間を2年から1年に短縮するものであります。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の文言の追加

より実態に則した表現とするために、文言を追加するものであります。

(7) 剰余金の配当等の決議機関の変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余

金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となるようにするものであります。

(8) 附則の追加

2022年9月28日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、任期の変更を適用しないものと致します。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12 (条文省略)</p> <p>13. 倉庫業、運送業、運送取扱業及びその仲介業並びに物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理に関する業務</p> <p>14～16 (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12 (現行どおり)</p> <p>〈削除〉</p> <p>13～15 (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。</p>
<p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の<u>3分の1以上</u>を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>〈削除〉</p>
<p>(補欠取締役) 第22条 (条文省略)</p>	<p>(補欠取締役) 第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2 前項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の<u>総額の上</u><u>限額</u>については、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の報酬等) 第 41 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第 41 条 監査役の報酬等<u>の総額の上</u><u>限額</u>については、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(剰余金の配当等) 第 48 条 当会社は、<u>株主総会</u>の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。</p>	<p>(剰余金の配当等) 第 48 条 当会社は、<u>取締役会</u>の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>附則</u> 第21条の規定にかかわらず、2022年9月28日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2024年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2023年9月28日（予定）

定款変更の効力発生日

2023年9月28日（予定）

以 上